



追加型投信 / 内外 / 債券

円・世界優良国債券ファンド

〈愛称〉

円セレクト

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	債券	その他資産 (注)	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)

(注) 投資信託証券 (債券 公債・高格付債)

商品分類及び属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ <http://www.toushin.or.jp/> でご覧いただけます。

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- **ファンドに関する投資信託説明書 (請求目論見書) は委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。**
- 投資信託説明書 (請求目論見書) については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書 (請求目論見書) をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書 (請求目論見書) に掲載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和26年法律第198号) に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 本書は、金融商品取引法 (昭和23年法律第25号) 第13条の規定に基づく目論見書です。
- この目論見書により行う円・世界優良国債券ファンドの募集については、発行者である中央三井アセットマネジメント株式会社 (委託会社) は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年9月16日に関東財務局長に提出しており、平成23年9月17日にその届出の効力が生じております。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

中央三井アセットマネジメント株式会社

◆ 金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長 (金商) 第356号

◆ 設立年月日: 昭和61年9月19日 ◆ 資本金: 3億円 (平成24年1月31日現在)

◆ 運用する投資信託財産の合計純資産総額: 2兆4,086億円 (平成24年1月31日現在)

照会先

■ お問い合わせ窓口

電話番号: 0120-668001 (フリーダイヤル) / 03-5440-0190

(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

■ インターネットホームページ

<http://www.cmam.co.jp/>

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

中央三井アセット信託銀行株式会社 (再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

〈ファンドの目的〉

- 安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

〈ファンドの特色〉

- 世界の優良国の国債等を主要投資対象とします。

円・世界優良国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）受益証券への投資を通じて、シティグループ世界国債インデックス^{*1}に採用されている国（日本を含みます。）のうち、格付等から高い信用力を有すると委託会社が判断した国（「優良国」といいます。）の国債等^{*2}を主要投資対象とします。

※1：シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同インデックスに関する著作権・知的財産権その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。

※2：原則として、米国S&P社又は同Moody's社からA格相当以上の格付が付与された国債、州政府債、政府保証債、国際機関債とします。

債券の格付と信用力の関係

	Moody's	S&P
信用力 ↑高 ↓低	Aaa	AAA
	Aa	AA
	A	A
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
	C	C

投資適格債

- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

世界の優良国の中から、金利水準（為替ヘッジコスト^{*控除後）が相対的に高い複数の国の国債等に投資します。}

世界の優良国の中から、各国の国債の利回りから為替ヘッジコストを控除した後の利回りが相対的に高い国のうち、流動性、信用力、長期金利・短期金利の方向性等を総合的に勘案した上で、投資国及び各国の投資割合を決定し、複数の国の国債等に投資します。

※ ファンドにおける為替ヘッジコストとは以下の通り定義します。

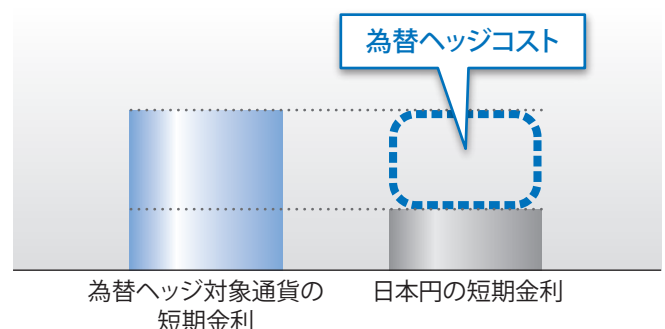
為替ヘッジ対象通貨の短期金利から日本円の短期金利を引いた金利差で委託会社が一定の条件で独自に算出したもの。

- 為替ヘッジとは……

一般に、外貨建資産を組入れた際に為替変動リスクを低減するために用いられる手法です。通常、日本円の短期金利が為替ヘッジ対象通貨の短期金利より低い場合は金利差相当分程度の費用（為替ヘッジコスト）が生じます。

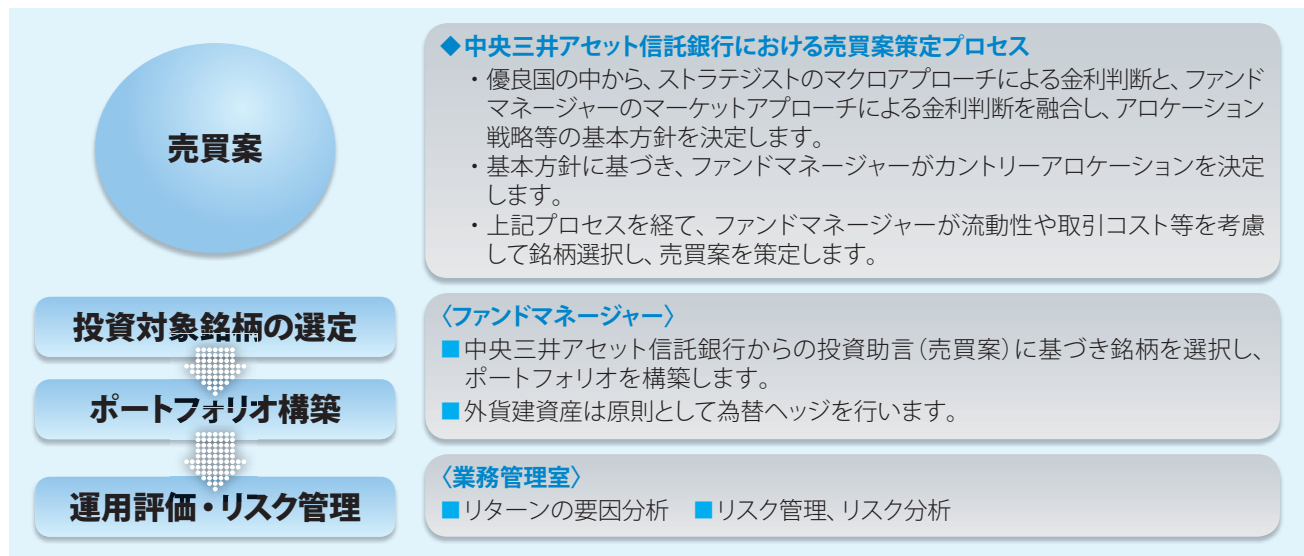
為替ヘッジコストのイメージ

為替ヘッジ対象通貨の短期金利 > 日本円の短期金利



マザーファンドのポートフォリオ構築プロセス

委託会社は、中央三井アセット信託銀行からの投資助言（売買案）に基づいて銘柄を選択し、ポートフォリオを構築します。また、外貨建資産について、為替ヘッジを実施します。運用評価・リスク管理については、業務管理室が行います。投資助言者である中央三井アセット信託銀行は、投資対象国の信用力、為替ヘッジコスト控除後の金利水準を重視し、長期金利の方向性（債券要因）、短期金利の方向性（為替ヘッジコスト要因）等の個別要因を加味して売買案を策定します。



● ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



● 主な投資制限

- 外貨建資産への投資割合 …… 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 株式への投資割合 …… 株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）を行使したものに限り、実質投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

● 分配方針

毎月決算を行い、収益分配を目指します。

分配金額は委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

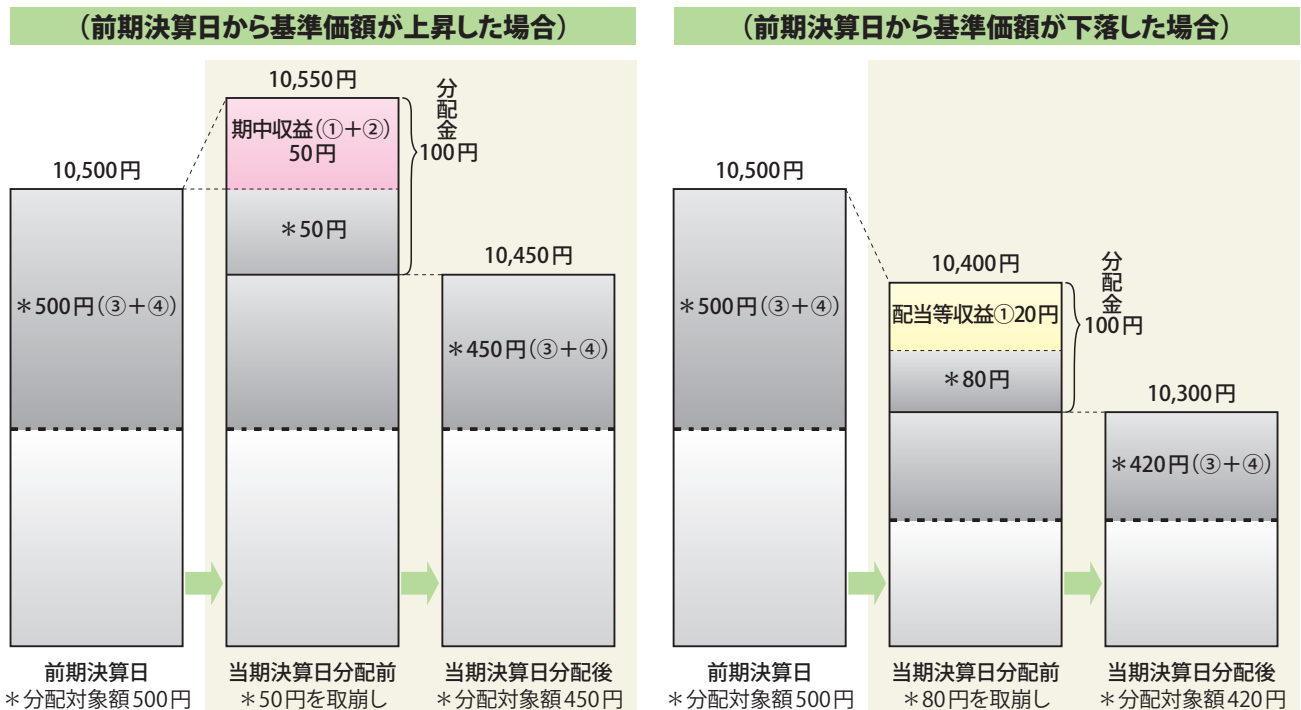
[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

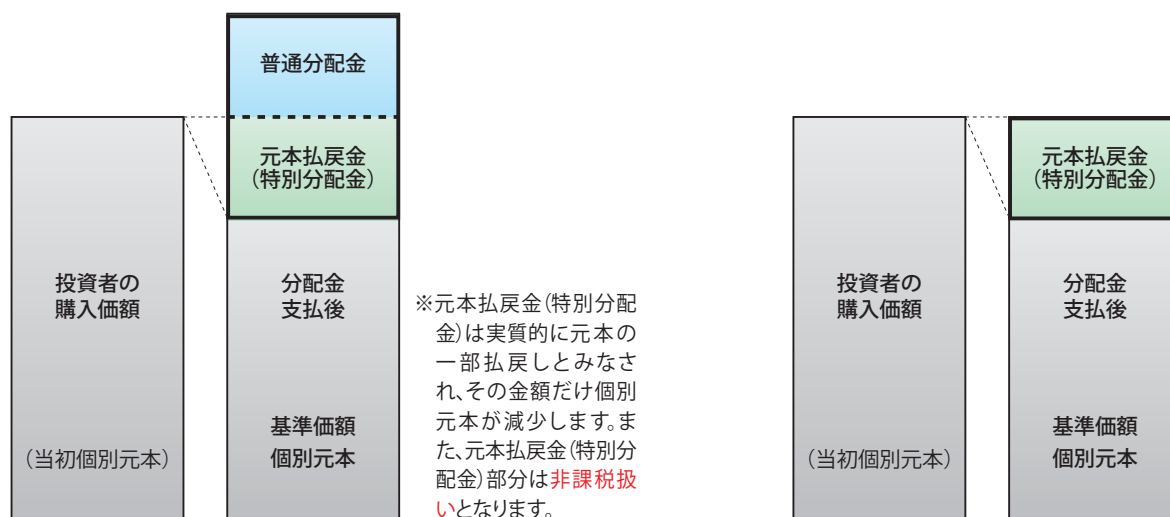
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「**手続・手数料等**」の「**ファンドの費用・税金**」をご覧ください。

投資リスク

〈基準価額の変動要因〉

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
投資信託は預貯金と異なります。

金利変動リスク	一般に、金利が上昇(低下)した場合には債券価格は下落(上昇)し、基準価額の下落(上昇)要因となります。
為替変動リスク	一般に、投資している国の通貨が円に対して弱く(円高に)なれば基準価額の下落要因となり、強く(円安に)なれば基準価額の上昇要因となります。外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行います。ただし、為替変動リスクを完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、日本円の短期金利が外貨の短期金利より低い場合には、金利差相当分程度のヘッジコストがかかることとなります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

〈その他の留意点〉

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

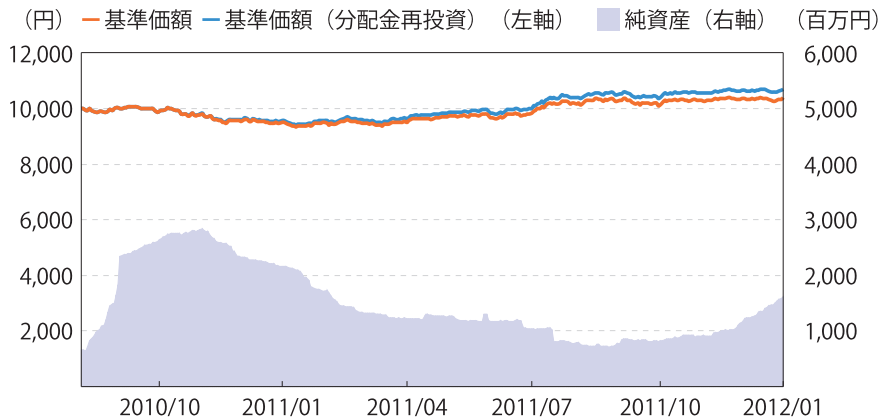
〈リスクの管理体制〉

- 法令諸規則、約款等に定められた運用制限の遵守状況のチェック、リスクのモニタリングは、運用部門から独立した管理部門である業務管理室が日々実施しております。問題が生じた場合は、運用担当者に連絡され速やかに是正を図るとともに、定例的に開催される運用リスク管理委員会に報告する体制となっております。
- パフォーマンス評価等は、業務管理室において行っております。問題が生じた場合は、運用担当者に連絡され速やかに是正を図るとともに、定例的に開催される運用委員会に報告する体制となっております。

運用実績

2012年1月31日 現在 (基準日)

〈基準価額・純資産の推移〉



・基準価額及び基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後の値です。
 ・基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして算出した値です。

〈分配の推移〉

2012年1月	20円
2011年12月	20円
2011年11月	20円
2011年10月	20円
2011年9月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	300円

・分配金は1万口当たり、税引前の値です。
 ・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

〈主な資産の状況〉

資産別投資比率

資産	比率
債券	94.64%
その他資産	5.36%
合計	100.00%

・比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率をいいます。
 ・ファンドはマザーファンドを組入れますので、実質比率を記載しています。

種別別投資比率 (円・世界優良国債マザーファンド)

種類	比率
国債証券	94.61%
-	-
合計	94.61%

・比率とはマザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

国/地域別投資比率(上位) (円・世界優良国債マザーファンド)

国/地域	比率
アメリカ	33.06%
イギリス	32.71%
カナダ	28.83%
-	-
-	-

・比率とはマザーファンドの純資産総額に対する当該国/地域の評価金額の比率をいいます。

組入上位銘柄(円・世界優良国債マザーファンド)

銘柄名	種類	償還日	利率	通貨	比率
TREASURY	国債証券	2020/09/07	3.750%	英ポンド	9.38%
US TREASURY N/B	国債証券	2019/08/15	8.125%	米ドル	8.41%
CANADA-GOV'T	国債証券	2020/06/01	3.500%	カナダドル	7.93%
TREASURY	国債証券	2020/03/07	4.750%	英ポンド	6.36%
US TREASURY N/B	国債証券	2020/02/15	3.625%	米ドル	6.01%
CANADA-GOV'T	国債証券	2018/06/01	4.250%	カナダドル	6.00%
TREASURY	国債証券	2021/06/07	8.000%	英ポンド	5.62%
CANADA-GOV'T	国債証券	2019/06/01	3.750%	カナダドル	5.36%
US TREASURY N/B	国債証券	2019/02/15	8.875%	米ドル	5.00%
US TREASURY N/B	国債証券	2020/08/15	8.750%	米ドル	4.46%
合計					64.54%

・上記は、ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの組入上位銘柄です。
 ・比率とはマザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

〈年間収益率の推移〉



■ ファンド
 ・年間収益率は[期間中の基準価額増減+分配金(税引前)]/前年末の基準価額で算出しています。
 ・2010年はファンドの設定日から年末までの分配金(税引前)を含む基準価額の騰落率を表示しています。
 ・2012年(直近年)は年初から基準日までの分配金(税引前)を含む基準価額の騰落率を表示しています。
 ・ファンドにはベンチマークはありません。

- ・運用実績は、ファンドの過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ・最新の運用実績は、表紙に記載の委託会社ホームページでご確認いただけます。

〈お申込みメモ〉

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。 (収益分配金を再投資する場合は1口単位) 詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。 (収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から支払われます。
申 込 締 切 時 間	営業日の午後3時までとします。
購 入 の 申 込 期 間	平成23年9月17日から平成24年9月18日までの間、毎営業日お申込みいただけます。 (なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換 金 制 限	ありません。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受付けた購入・換金のお申込みの取消しを行うことがあります。
信 託 期 間	無期限(平成22年9月3日設定)
繰 上 償 還	委託会社は、次のいずれかの事由に該当する場合、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 ・ 信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・ やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	毎月17日(休業日の場合は翌営業日。)です。
収 益 分 配	年12回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	上限 1兆円
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年6月及び12月の決算時に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、知っている受益者に対して交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 原則として、分配時の普通分配金並びに換金時及び償還時の差益は課税の対象となります。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

〈ファンドの費用・税金〉

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.15% (税抜3.0%) の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用															
運用管理費用 (信託報酬)	<p>計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.7875% (税抜0.75%)を乗じて得た額とします。その配分については、下記をご覧ください。 運用管理費用 (信託報酬) は、毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁します。</p> <p>【運用管理費用 (信託報酬) の総額及び配分】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">総 額</th> <th>年率 0.7875%</th> <th>(税抜 0.75%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(配分)</td> <td>委託会社</td> <td>年率 0.3675%</td> <td>(税抜 0.35%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率 0.3675%</td> <td>(税抜 0.35%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率 0.0525%</td> <td>(税抜 0.05%)</td> </tr> </tbody> </table>	総 額		年率 0.7875%	(税抜 0.75%)	(配分)	委託会社	年率 0.3675%	(税抜 0.35%)	販売会社	年率 0.3675%	(税抜 0.35%)	受託会社	年率 0.0525%	(税抜 0.05%)
総 額		年率 0.7875%	(税抜 0.75%)												
(配分)	委託会社	年率 0.3675%	(税抜 0.35%)												
	販売会社	年率 0.3675%	(税抜 0.35%)												
	受託会社	年率 0.0525%	(税抜 0.05%)												
その他の費用・手数料	<p>○以下の費用 (消費税等相当額を含みます。)が、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間中、その都度かかります。 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引に要する費用等</p> <p>○信託財産の財務諸表の監査に要する費用 (消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁します。</p> <p>○借入金の利息は、原則として借入金返済時に信託財産中から支弁します。</p> <p>上記の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>														

上記の手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

● 税金

投資者が負担する税金		
税金は表に記載の時期に適用されます。 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。		
時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金 (解約) 時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して10%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記は、平成24年1月31日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更されることがあります。 ・ 法人の場合は上記とは異なります。 ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。 		